

耐震リフォームで**所得税**の 減税を考えられている方へ

以下の要件を満たしている場合、税務署に確定申告することで、所得税の減税を受けられる可能性があります。

1

耐震リフォームを行う方が、その家屋にお住まいになっ
ていますか？

2

お住まいの家屋は、昭和56年(1981年)5月31日以前に建築された
ものですか？

3

改修前の家屋は、旧耐震基準で建てられたものですか？

4

行う耐震リフォームは、現行の耐震基準を満たすものですか？

具体的な減税要件

家屋について

- 耐震改修を行う方が居住している家屋であること
- 現行の耐震基準に適合していない家屋であること
- 当該家屋が昭和56年5月31日以前に建築されていること

工事について

- 現行の耐震基準に適合させる耐震改修であること
- 令和7年12月31日までに改修工事が終了していること

その他

- その他減税適用を受けたい増改築工事がある場合は、その工事は減税対象の工事であること
- 5%に相当する所得税の控除を受ける場合、自己の所有する家屋であって、かつ、その年分の合計所得金額が2000万円以下であること

減税のために必要な書類

消費者にて

ご用意いただく書類

登記事項証明書

(補助金等を受けている場合)補助金等の額が明らかな書類

(給与所得者の場合)源泉徴収票

建築士等にて

ご用意いただく書類

増改築等工事証明書 ※

住宅耐震改修証明書 ※

税務署にて

ご用意いただく書類

確定申告書

住宅特定改修特別税額控除の計算明細書

リフォーム会社にて

ご用意いただく書類

工事請負契約書の写し

※ 増改築等工事証明書と住宅耐震改修証明書は、いずれか片方をご用意ください。住宅耐震改修証明書は、地方公共団体の長が発行できます。

以上の書類を用意し、税務署にて確定申告を行って下さい。

その他ご留意事項

減税を受けることができる控除額には、上限がございます。

増改築等工事証明書又は住宅耐震改修証明書の発行手続きや詳細は、発行依頼先の建築士等や市区町村にご確認下さい。

標準的な工事費用相当額とは、告示で定められた単価に基づく金額となります。実際にかかった費用ではございませんのでご注意ください。

減税対象となるその他増改築についての詳細は、事業者用資料をご確認ください。